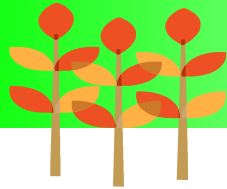


# 第 1 部

## キャリア教育の理解と 推進に向けて



第1部では、キャリア教育が必要とされている背景を様々な方向から紹介することで、知的障害のある児童生徒の勤労観、職業観を育成することの大切さについて述べます。

そして、卒業後を見とおした支援を実現するために必要な要素を考えます。

# 1 キャリア教育と進路支援

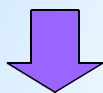
## 特別支援学校におけるキャリア教育

- 特別支援学校においてもキャリア教育は必要。
- 進路支援とは、児童生徒一人一人の思いを確かにし、自己選択・自己決定する力を身に付けられるようにすること。
- 特別支援学校におけるキャリア教育は、個々の発達段階に応じて適切に支援することで、できることをふやし、今の生活を豊かにすることが大切。

### 1 キャリア教育が必要とされている背景

#### <知的障害者の就職・就業の現状>

- 高等部卒業者の主な進路（全国平均概数）  
就職25%、通所施設40%、入所施設15%、在宅15%
- 就職者の平均勤続年数  
6年10か月
- 離職原因（主なもの）  
①人間関係、②労働意欲、③勤務態度
- 施設利用者の意識  
約60%が「就労支援を望まない」
- 障害者自立支援法の施行による課題  
自己表現・自己選択・自己決定の必要性



勤労観・職業観を  
身に付ける  
キャリア教育の必要性

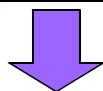
国立特殊教育総合研究所の調査研究によると、全国の知的障害養護学校卒業生の進路状況は、約25%が就職となっています。平成17年度の岩手県内の知的障害養護学校の高等部卒業生で一般就労をした割合は16.9%でした。左の図は、知的障害者の就職・就業の現状をまとめたものです。

現在の経済状況や雇用状況を考えると、障害のある人の一般就労は厳しい状況にあると言えます。その一方で、ノーマライゼーション社会の実現に向けて障害者雇用を促進するための施策も次々に打ち出されており、障害があっても、本人のやる気と周囲の適切な支援があれば、就職・就労は決して不可能なことではありません。

しかし、左図に示したように、就職した人の平均勤続年数が短いこと、その離職の主な原因が本人の労働能力ではなく、人間関係や意識・意欲であること、また、授産施設等の利用者の60%が一般就労への支援を望まないことなど、勤労観や職業観の育成が十分でないことが考えられます。そこで、知的障害のある児童生徒に対しても、勤労観や職業観の育成すること、つまり、キャリア教育の必要性が求められています。

### 2 キャリア教育とは

【キャリア教育の定義】児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育



「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議 報告書」より

キャリアということばは、一般には「経歴・職歴」という使い方をされていますが、キャリア教育におけるキャリアとは「個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係付けや価値付けの累積」と説明されています。

知的障害のある児童生徒にとっても、その年齢や立場によって、様々な役割があり、その中で、働くことの意義や意識をそれぞれが身に付けることが必要です。

ライフステージや発達段階に応じて求められている役割を果たそうとする意欲や具体的な力を付け、社会参加と自立、豊かな生活の実現を図ること。

つまり、キャリア教育とは、求められている役割を果たそうとする意欲や果たすための具体的な力を身につけること、また、将来の生活に必要な力を身に付けたり、役割を積極的に果たそうとする意欲を育て、社会生活を主体的に生きる力を育成することと考えることができます。

### 3 進路指導と進路支援

#### ■現在の進路指導の見直し

現在の進路指導 = 「出口指導」  
 ↓  
 本来の進路指導 = 「生き方指導」  
 ↓  
 「キャリア教育」

\* 進路指導はキャリア教育の主な内容の一つ

#### ■進路支援とは

本人の思いを確かにし、それを他者に伝えることができるような力を育てること

↓  
 自己表現・自己選択・自己決定  
 する力を育てる

子どもの思いを育てる教育  
 (進路支援) が必要

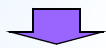
現在の進路指導は、どちらかという出口指導（卒業したらどこに行くか）に片寄りがちではないでしょうか。本来の進路指導には、人生をどのように主体的に生きるかという「生き方指導」の意味を含んでいます。キャリア教育の主要な内容として進路指導、職業教育が含まれており、キャリア教育の推進は、今までの進路指導の在り方を見直すものでもあります。

しかし、知的障害のある児童生徒の実態を考えたとき、進路指導というよりも進路支援と表現した方が適切ではないかと思われます。小出氏(2002)は、養護学校における知的障害児の意思表示が控え目で周囲の思惑が強く影響してしまうのは、本人が思いを表示したり訴えたりしにくい生活が日常化され、習慣化されているからであるとし、「『思いにそった支援』を問題にする前に、思いを確かにし、強めたり、修正したりすることへの支援について考える必要があるようだ」と述べています。そして、小出氏はこれを進路指導ではなく「進路支援」と呼び、支援の重点を進路選択よりも、就労・就職とはどのようなものかについて学び、考えて、その考えや気持ちを他者に伝えることができるような力を育てることに置いています。

知的障害のある児童生徒に対するキャリア教育では、児童生徒の思いを確かにする「進路支援」を大切にすることが必要であると考えます。

### 4 キャリア教育では具体的に何をするのか

キャリア教育の視点で教育活動全体を見直す



卒業後の生活を見通した小学部から高等部までの一貫した組織的・系統的な支援



社会参加と自立  
 豊かな生活の実現

キャリア教育は、児童生徒の勤労観・職業観を育成し生きる力を育成することが目的ですが、このことは、すでに学校教育において取り組まれている内容です。では、何を行うのかというと、「一人一人の発達段階や実態に応じて、卒業後の生活や在学中の生活を見通した支援を行っているか」また「勤労観・職業観の育成」という視点で、教育活動全体を見直すことなのです。

そして、卒業後の生活を見通した小学部から高等部までの一貫した組織的、系統的な支援の在り方を各学校で明らかにし、行うことで、児童生徒の社会参加と自立、豊かな生活の実現を目指すものです。

つまり、今の学習や生活を将来の生活に確実につなぐための視点を示すということなのです。

# 2

## インクルージョン社会の 実現をめざして

- 共に学び、共に育つ教育を進めることで、インクルージョン社会の実現を目指す。
- 新しい障害観(ICF)では、障害は「状態」としてとらえられ、固定的なものではなく、周囲の環境と本人の価値観(生き方)で変化するものである。
- 特別支援学校の使命と役割は何かをみんなで考えることが大切。

### 1 ノーマライゼーション、インクルージョン社会への流れ

#### ◆障害児・者に関する国内外の動向◆

- 1975：国連「障害者の権利宣言」
- 1980：WHO「国際障害分類(ICIDH)」
- 1981：国際障害者年、国連「障害者の10年」
- 1993：アジア太平洋障害者の十年  
(2002年さらに十年延長)
- 1994：特別なニーズ教育に関する世界会議  
「サマランカ宣言」
- 2001：WHO「国際生活機能分類(ICF)」
- 2002：「障害者基本計画」閣議決定
- 2003：「今後の特別支援教育の在り方について  
(最終報告)」
- 2005：「発達障害者支援法」施行
- 2006：「障害者自立支援法」施行
- 2007：「学校教育法等の一部改正」施行

#### ◆インクルージョン、インクルーシブとは◆

「インクルージョン(inclusion)」「インクルーシブ(inclusive)」とは一般的に「包括的」と訳されている。「包括」とは一つに包み込むという意味。障害の有無で人を区別せず、ありのままのその人を認め合いながら、同じ場所で育ち支え合う社会の実現を目指すこと。

1981年の「国際障害者年」以降、障害者の「完全参加と平等」を目指した障害者施策に関する法整備が急速に進んでいます。様々な障害のある子ども達がより本人主体の教育を受けることができ、地域での生活がしやすくなるよう、制度の改正は行われているのですが、現実の子ども達の生活は、共に学び、共に育つインクルーシブな生活とはまだまだかけ離れている感は否めないのではないのでしょうか。

しかし、10年前、5年前と比較して考えると、子ども達の地域生活を支援する具体的な方策が数々実現していることに気付くはずです。例えば、学校への送迎サービスやレスパイトサービス、ジョブコーチによる就労支援など、保護者や本人を直接支援し、当たり前な生活を保障する制度が「障害者自立支援法」によって整備されつつあります。

2007年度より本格的に実施された「特別支援教育」では、特別な支援を必要とする全ての子ども達への適切な援助を行うことが明文化されました。

私たちは、「特別支援教育」や「インクルージョン社会」の理念を実現するために、まずは自分たちの意識を変えることが必要ではないのでしょうか。そして、地域や社会に対して積極的に発信し、社会への理解や啓発を図っていくことも求められていることのひとつと考えます。

### 2 障害観の変化(ICFの理解と活用)

#### [ICIDH(1980:国際障害分類,WHO)]

Disease → Impairment → Disability → Handicap  
 疾病又は 機能障害 能力障害 社会的不利  
 変調

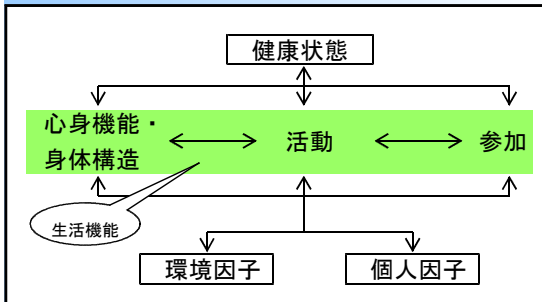
#### <主な問題点>

- 矢印が一方通行であること
- マイナス面だけを見ていること
- 環境的な因子を配慮していないこと

2001年、第54回世界保健機関総会(WHO)において、「国際生活機能分類(ICF)」が満場一致で採択されました。これは今までの障害への意識を大きく変革するものです。

ICFの目的は、「生きることの全体像」についての「共通言語」となることです。つまり、ある人の全体像をとらえるために、またそれを他の人に正しく伝えるために「人が生きる」ことを包括的・総合的にとらえる見

## 【ICF 2001年版の障害モデル】



＜ICFモデルから見た支援＞

- ①支援は誰もが必要なものである
- ②支援は特定の場において必要なものである
- ③支援が必要な時と必要でないときがある

環境因子：物的、人的、社会意識、制度的な環境等

個人因子：個性、年齢、性別、価値観、生活歴等

方・考え方を提示することにあります。

ICFの基本的な特徴について述べると①生命・生活・人生を包括する「生活機能（心身機能・身体構造、活動、参加）」を中心としていること。②ICIDHでは「障害」というマイナス面だけが注目されていたのに対し、ICFでは「生活機能」というプラス面に注目するようになったこと。③相互作用モデルであること。④環境因子と個人因子を導入したこと。⑤疾病・変調から健康状態へと全ての人に共通する表現としたこと。⑥「できる活動」と「している活動」の二つの面から「活動」をとらえることです。

つまり、左図のように健康状態が様々な要因（環境因子、個人因子）により、「機能障害」「活動制限」「参加制約」を引き起こし、阻害されるという、障害の問題を中立的・肯定的な側面と、解決を要する側面の両方から見ようとするものです。

ICFの考え方を基に支援の在り方や情報の共有の仕方等の研究や実践が様々な場所で進んでいます。

### 3 特別支援学校に求められること

- 障害のある児童生徒に対する教育・支援に対する基本的な考え方

「各地域で」  
「生涯にわたって」  
「社会全体が一体となって」

\* 特別支援学校にもその実現に向けた役割の発揮が求められている。

- 特別支援学校として検討すべき視点

- 可能な限り複数の障害に対応できるようにする
- できる限り身近な地域で教育を受けることができるようにする
- 障害の特性に応じて、同一障害の児童生徒の一定規模の集団を確保する
- 障害種別ごとの専門性を確保する
- 特別支援教育のセンターとしての機能を発揮する

- 特別支援教育の実現に向けてまず一人一人が取り組むべきこと

授業改善

子どもに分かり、同僚に分かり、保護者に分かり、ひいては障害のある子ども達を取り巻く人々にも分かる授業をすることが、地域や社会の障害のある子ども達に対する理解をすすめる、連携の機会を多くすることにつながる。

インクルージョン社会の実現に向けて、特別支援学校に求められることは何でしょうか？全国初の地域制・総合制養護学校を実施した京都市立総合養護学校長会によると、最も大きく根本的な課題は、「学校関係者の意識改革」と「学校運営組織の基礎構造改革」であるとしています。その具体的な内容として以下の6点があげられています。

- (1)「障害のある子どもを共に地域に暮らす『生活者』と捉える発想」…居住地域での生活を想定し、現在と卒業後を想定した居住地の生活を中心とした教育活動の充実。
- (2)「効果的かつ弾力的な教育課程の編成」…障害の違う子どもの生きる力と保護者への生涯にわたる支援を目指した教育内容の点検と教育課程の再編成。
- (3)「開かれた学校づくり」…現在と将来にわたって、より自立的で豊かな生活を送るためには、多くの支え合う関係が必要。
- (4)「個別の指導計画、個別の教育支援計画の効果的な運用と教育課程との関連を図る」…学校で学んだことが家庭や地域で役立つために、本人・保護者・関係者の参画を図る。
- (5)「学校運営組織の基礎構造改革」…特別支援学校に与えられたセンター的役割を果たしながら、在籍する児童生徒の教育活動を充実するためには、従来からの校務分掌組織を見直す必要がある。
- (6)「社会参加と自立を促進するための職業教育の充実と改善」…社会の変化に対応した内容や多様なニーズに応じる。

# 3

## 知的障害者の就労の現状

### 「働くこと」と障害者自立支援法

- 「働ける人」として、目の前の子どもを支援者全員が見ているか。
- 「職業に就く」「働くこと」は、基本的な権利として全ての人に大切なこと。
- 「障害者自立支援法」とは、障害者の自立を促し、支援する法律。

#### 1 知的障害のある人の就労について

##### ■ 知的障害のある人の就労の意義

就労：おとなとしての生活の中心的活動

「働くことは人としての基本的権利であり、人は働くことを通じて成長する」

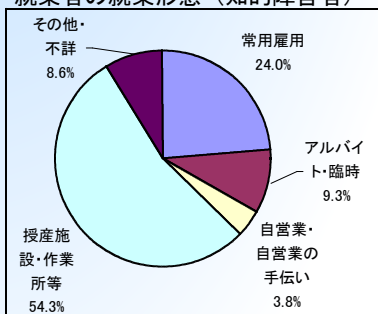
- 社会化、社会参加、自己実現を果たす手段としての意義
- ノーマライゼーション社会の実現などの理念の具現化としての意義



- ① 経済生活面からの意義  
→ 働いて賃金を得、生活に役立てる
- ② 健康な生活面からの意義  
→ 生活の変化、リズムができる
- ③ 人間関係の関わりからの意義  
→ 仲間や人とのつながりができる
- ④ 家族や地域社会との関わりからの意義  
→ 周囲の人に認められ位置づけられる
- ⑤ 人間性の広がりや成長からの意義  
→ 自信と誇りをもてる

##### ◆ 障害者白書平成18年度版より ◆

###### 1 就業者の就業形態（知的障害者）

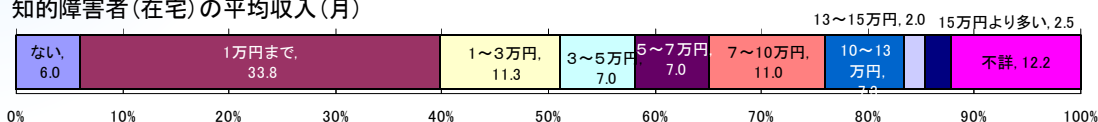


資料：厚生労働省「身体及び知的障害者就業実態調査」（平成13年）

###### 2 就労知的障害者の平均給料（在宅）

常雇用 12万円、福祉工場9.8万円  
産施設 1.2万円

###### 3 知的障害者（在宅）の平均収入（月）



資料：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成2年）

## 2 障害者自立支援法の概要

### ◆障害児・者の福祉の流れ◆

1947：「児童福祉法」障害児の施策も規定  
 1949：「身体障害者福祉法」傷痍軍人対策  
 1950：「精神衛生法（のちの精神保健法）」  
 精神病に関する医療中心  
 1960：「精神薄弱者福祉法（現・知的障害者福祉法）」  
 1964：東京パラリンピックの開催 障害者に対する関心が高まる  
 1982：「障害者対策に関する長期計画」策定  
 1993：「障害者基本法」障害者福祉の基本理念  
 1995：「精神保健福祉法」精神障害者の福祉  
 2003：「支援費制度」導入、措置から契約へ  
 2006：「障害者自立支援法」施行

### ◆障害者自立支援法成立の背景◆

- ① 在宅サービスの利用者の急増  
支援費制度施行後1年半で利用者が1.6倍に
- ② 障害種別間・市町村間の格差  
身体障害者のホームヘルプサービスを実施している市町村の割合が83%であるのに対し、知的障害者では66%（平成16年10月現在）
- ③ サービス水準の地域格差  
人口1万人対支給決定者数でみると都道府県平均では最大7.8倍の差（例：岩手を1とすると東京では約2倍、大阪では約4倍の差）
- ④ 在宅サービスの予算の増加  
平成15年度で128億円、平成16年度で274億円の赤字

### ◆制度の課題◆

- 報酬単価引き下げと利用実績払い（日払い）  
→ 施設の収入減。職員が雇えない
- 施設利用定員の規制緩和と最低定員  
→ 定員以上に利用者として契約
- 食事の規制緩和  
→ 外部委託、食費の自己負担

### ◆就労に関する改革◆

#### 【 障害者自立支援法による改革 】

- 福祉施設利用者や養護学校卒業者に対し、一般就労に向けた支援を行う「就労移行支援事業」を創設
- 障害福祉計画において、就労関係の数値目標を設定
- 定員要件を緩和し、離職者の再チャレンジや地域生活の移行に対応
- 支援を受けながら働く「就労継続支援事業」に目標工賃を設定し、達成した場合に評価する仕組みを導入
- 福祉・労働・教育等の関係機関が地域において障害者就労支援ネットワークを構築し、障害者の適性に合った就職の斡旋等を実施

障害者がある能力や適性に応じて、より力を発揮できる社会へ

### (1) 概要

障害者自立支援法は2005(平成17)年に10月に成立。2006年10月に完全実施されました。同法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとされました。そして、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正が行われました。

#### <制度改革のねらい>

- 1 障害者の福祉サービスを「一元化」  
サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類（身体・知的・精神）にかかわらず共通の制度にする。
- 2 障害者がもっと「働ける社会」に  
一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援する。
- 3 地域の限られた社会資源を活用できるよう規制緩和  
市町村が地域の実情に応じて取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。
- 4 手続きや基準の透明化、明確化  
支援の必要の度合いに応じてサービスが公平に利用できるようにする。
- 5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化
  - ① 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」
  - ② 国の「財政責任の明確化」

### (2) 就労に関すること

就職へのバックアップの制度が充実したことがこの法律の大きな特徴でもあります。現在、授産施設等で福祉的な就労をされている方に対しても、一般就労を促すように、具体的な数値目標を施設側に示して、強力に進めています。

つまり、卒業後の進路としての福祉施設への通所・入所は、ゴールではないということです。全ての児童生徒が就職するのだという意識で、児童生徒の勤労観・職業観を育てる必要があるのです。

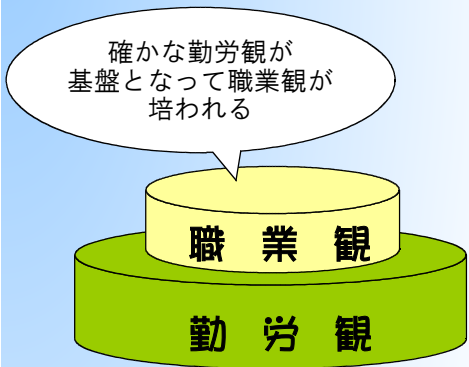
# 4

## 勤労観と職業観の育成

知的障害のある児童生徒の勤労観・職業観の育成とは

- 確かな勤労観の上に職業観が育成される。
- 知的障害のある児童生徒の勤労観・職業観の育成は、具体的な力の育成と合わせて行うことが必要。
- 勤労観と職業観の指導の割合は発達段階に応じて異なる。

### 1 勤労観と職業観のとらえと内容



知的障害のある児童生徒の勤労観や職業観を育むためには、態度や見方、考え方といった情意面からだけでなく、具体的で実際のな力（生活に必要な力）と合わせて考える必要があります。そこで、このことを下の表のように、勤労観、職業観のとらえと知的障害のある児童生徒にとっての内容としてまとめました。

職業観、勤労観の育成はキャリア教育の主目標ですが、勤労観は職業観の基盤として考えられています。

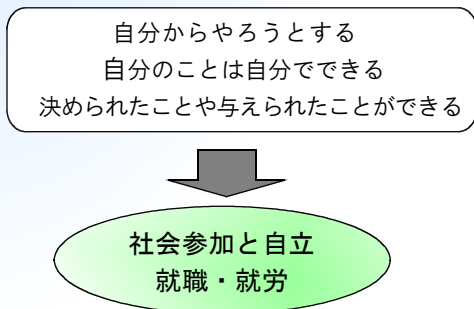
勤労観は、日常の役割における価値観として主にとらえられていますが、この価値観は、「自分のことは自分でやろうとする気持ちや実際に行う力」を育て、「生活に主体的

的に参加しようとする力」を身に付けることで育てることができると考えます。この具体的な力を「日常生活動作と基本的生活習慣に関する力」「社会生活・家庭生活に主体的に参加し役割を果たす力」と表しました。

	とらえ	内 容	
		態 度	具体的な力
勤 労 観	日常生活の中での役割の理解や考え方と役割を果たそうとする態度、及び役割を果たす意味やその内容についての考え方	社会参加と自立に向けての基盤となる態度	○ 日常生活動作と基本的生活習慣に関する力 ○ 社会生活・家庭生活に主体的に参加し役割を果たす力
職 業 観	職業についての理解や考え方と職業に就こうとする態度、及び職業をとおして果たす役割の意味やその内容についての考え方	職業的な自立に必要な態度	○ 実際の働く力 ○ 職業的な自立に必要な力

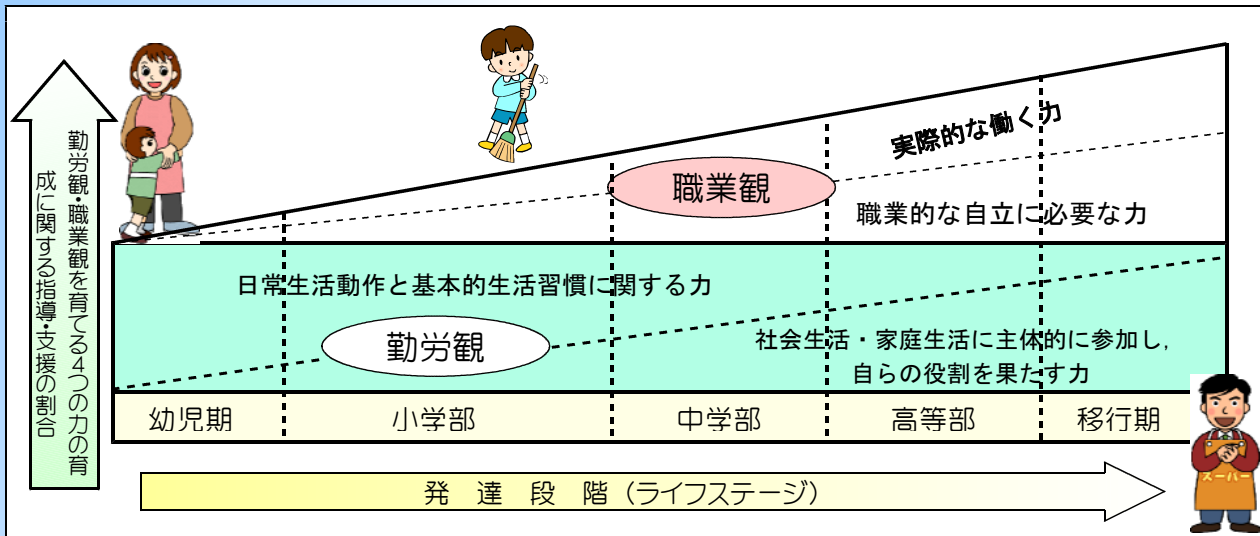
職業観は、職業に就くことやその役割における価値観として主にとらえられていますが、この価値観は、具体的に「作業を行う力」や「職業生活を行うために必要な様々な知識や技能」を身に付けていくことで育てることができると考えます。この具体的な力を「実際の働く力」「職業的な自立に必要な力」と表しました。

これらの具体的な力を付ける取組は、各学校で中心的な学習として行われています。しかし、その学習が勤労観・職業観の育成に結びついていないのは、自分から取り組もうとする気持ちを育てる指導が、不足していることが原因ではないでしょうか。





## 2 発達段階に応じた勤労観・職業観の育成



勤労観・職業観を育てる力		関連する教科・領域等
勤労観	日常生活動作と基本的な生活習慣に関する力	日常生活の指導、自立活動、遊びの指導、など
	社会生活・家庭生活に主体的に参加し、役割を果たす力	日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、特別活動、総合的な学習の時間など
職業観	実際の働く力	作業学習、生活単元学習、実習など
	職業的な自立に必要な力	国語、数学等の各教科、職業、作業学習、実習、特別活動、総合的な学習の時間など

上の図は、幼児期から社会生活の移行期までの勤労観・職業観を育てるための指導・支援の割合を示したものです。勤労観が基盤としてあり、その上に発達にそった職業観が培われていくというイメージになっています。

勤労観についてみると、幼児期や小学部においては、その発達の段階や状態から、日常生活動作と基本的な生活習慣に関する力を指導・支援する割合が高く、学年が上がるにつれて、社会生活や家庭生活に主体的に参加し、自らの役割を果たす力の指導・支援の占める割合が高くなります。

次に職業観についてみると、「職業的な自立に必要な力」と「実際の働く力」が同じような割合で、学年が上がるにつれ、全体として占める割合が高くなっています。これは、職業に就くためや職業生活を継続させるために必要な知識や態度に関する力と、実際にものを作ったり、調理したり、効率的に作業をしたりするというような実際の働く力は、どちらかだけの学習では成立することが難しく、両者を関連させ、発展性をもたせながら指導を行っていく必要があると考えるからです。

このように勤労観と職業観の育成は、それぞれの発達段階に応じて具体的に指導・支援する割合は変わってくるものと考えます。

児童生徒一人一人の発達段階は、障害の程度や特徴によって異なりますが、その年齢に求められる社会的な役割やニーズというものは大きく異なるものではありません。つまり、学校内では上級生は上級生としての役割がありますし、社会的には小学生、高校生としての行動が求められます。

卒業後を見とおした指導・支援を行うためには、その生活年齢に求められる力やいつまでにどんなことを身に付けるのかということを明らかにする必要があります。

◆ 県内の知的障害養護学校の各学部主事及び進路指導主事を対象とした調査結果(2006, 佐藤) ◆

<就職・就業するために必要だと思われること>

第1位

- 働く意欲や態度を身につけていること
- 休んだり遅刻したりしないこと

第2位

- 働くことに見合った体力があること
- 安全に気をつけること
- ルールやマナーを守ること

第3位

- 規則正しい生活が送れること
- あいさつや返事ができること
- 健康管理ができること

# 5

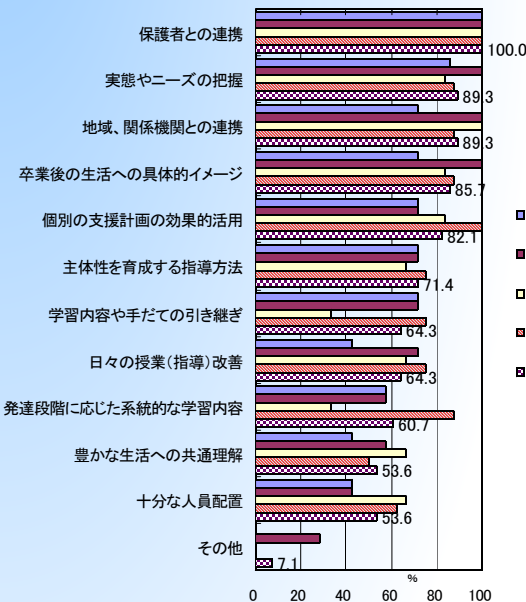
## 卒業後を見とおした支援を実現するために

- ライフステージと発達段階をふまえた支援を行う。
- 卒業後を見とおした支援を行うためには、学校としての方向性や具体的な教育の内容を明らかにする必要がある。
- 本人の思いを大切に、保護者との連携を深めることが重要。

### 1 卒業後を見とおした支援に必要なこと

◆ 県内の知的障害養護学校の各学部主事及び進路指導主事を対象とした調査結果(2006, 佐藤) ◆

#### 1 卒業後を見とおした支援で重要なこと



#### (1) 卒業後を見とおした支援とは

「卒業後を見とおした支援」とは、卒業後の児童生徒の生活を見据え、社会自立と豊かな生活を実現するために必要な力を、現在の発達段階と生活年齢(ライフステージ)に応じて、身に付けられるようにする支援と考えます。このことは、知的障害のある児童生徒にとってのキャリア教育の内容とほぼ同義としてとらえることができると考えます。

#### (2) 卒業を見とおした支援で大切なこと

##### ① 保護者との連携

卒業後を見通した支援を行うために最も大切なことは学校と保護者の連携です。保護者と学校が対等のパートナーとして、協力し合って、子どもの将来を考えながら支援することが求められます。

##### ② 関係機関との連携

インクルージョン社会を実現するためには、地域や関係機関との連携を推進することも必要です。

##### ③ 実態把握

指導・支援においては、子どもに今どんなことを教えればよいのか、どんな支援をすれば良いのかということを確認しなければ、指導や支援の目標を立てることができないはず。そのために児童生徒の発達段階や興味・関心を正しく把握する力(実態把握)は、特別支援教育にたずさわる者の最も大切な専門性であると思われます。

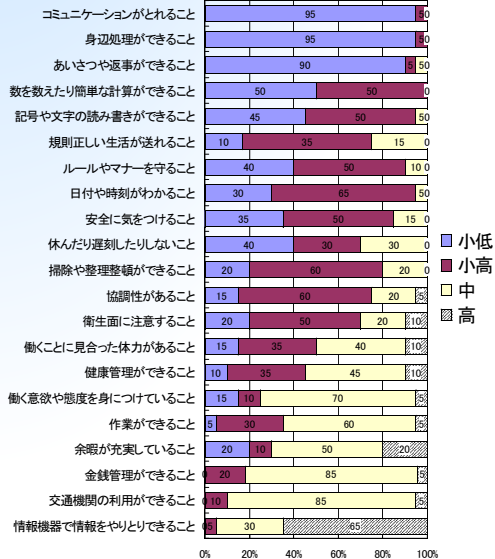
##### ④ 個別の教育支援計画の活用

保護者、本人の願い、具体的な支援の内容を関係機関と共有・連携し合う個別の教育支援計画を効果的に活用することが大切です。

##### ⑤ 発達段階と卒業後を見とおした系統的な学習と校内体制の確立

卒業後の生活を見とおした指導を行うためには、担任や学部が変わっても系統的に学習に取り組めるようなシステムを校内で構築する必要があります。

#### 2 就労に必要な力の学習開始時期



## 2 卒業後を見とおした支援の実現に向けて

### <キャリア教育推進の流れ>

#### 推進手順と組織の確認

- 推進役と各校務分掌の役割をきめる
  - ・ 組織的に進めるための役割分担
  - ・ キャリア教育学習会の開催
  - ・ 教職員全員の共通理解

#### 自校の「学習プログラムの枠組み」の作成

- 自校の児童生徒に育てるべき「能力・態度」を明らかにし、自校のキャリア教育を構想する

#### 各学部、各学年、教科・領域等における指導計画の作成

- 学部・学年、教科・領域等毎の具体的な指導計画を作成する

##### 目標の設定

##### 内容・方法の開発

##### 発展的取り組みの工夫

##### 教育課程の位置付け

#### 個別の指導計画の作成

- 一人一人の実態に応じた指導計画を作成する

#### 計画の実施と啓発活動

- 指導・支援を行うこと、また、家庭や地域への啓発活動を行う

#### 評価

○次期の計画の作成に生かす

### ■学校方針の明確化（重要）

推進にあたっては、学校全体としての方向性をはっきりと示す必要があります。校長のリーダーシップの下、学校経営方針の中に取り入れるなど全職員の共通理解を図ります。

### （１）推進手順と組織の確認

系統的な学習を行うためには、学校組織の中に系統的な学習を推進させるためのシステムを構築する必要があります。キャリア教育は、新しい学習を始めることではなく、今行っている教育を「卒業後を見とおした支援」「社会参加と自立に向けた支援」になっているか見直すことにあります。自校の学校教育目標が達成されるための教育が系統的に行われているか、各学部、各校務分掌が見直しを行い、それぞれの関連性と系統性を明確にすることが大切です。そのための推進手順と調整役となる組織（分掌や委員会等）を位置付けます。

### （２）自校の学習プログラムの枠組みの作成（18ページ参照）

自校のキャリア教育の課題を明確にし、児童生徒に身に付けさせたい能力や態度を焦点化させ、各学部の発達段階に応じた能力や態度の目標を設定し、自校のキャリア教育の全体像を構想します。

### （３）各学部、各学年、教科・領域等における指導計画の作成（21ページ参照）

学習プログラムの枠組みの作成をとおして、各学部における児童生徒の目指す姿が明確になります。その目指す姿を実現するために必要な能力や態度を育てる場（学年と教科・領域等）を位置付け、各教科・領域ごとに具体的な目標を考え、学部・学年の指導計画を作成します。指導計画の作成にあたっては、従来の学習のねらいや内容をキャリア教育の視点で見直し、さらに効果的な内容・方法の開発及び学年間や学部間の発展性、系統性を明確にしていきます。また、目指す姿を実現するために適切な教育課程になっているか、教育課程上の位置付けが明確になっているか確認します。

### （４）個別の指導計画の作成

一人一人に応じた具体的な指導計画を作成します。自校の個別の指導計画の様式や活用の仕方にキャリア教育の視点が盛り込まれているか確認する必要があります。

### （５）計画の実施と啓発活動

キャリア教育の視点が盛り込まれた各教科・領域の年間指導計画や個別の指導計画をもとに単元の指導計画等を作成し、計画を実施します。

### （６）評価

どの程度、児童生徒の力を付けることができたかを確認し、指導内容・方法の評価を行い、次期の計画の作成に生かします。

●●● コラム 1 ●●●

---

## 「キャリア教育とはつなぐこと」

「キャリア教育」という文言が、文部科学省の行政関連の審議会報告等で初めて登場したのは、中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（平成11年12月）（以下「接続答申」）です。

「接続答申」の基本テーマは、学校種間における接続だけではなく、「学校教育と職業生活との接続」の改善も視野に入れたものでした。このため、学校教育において接続の改善を図るには、卒業後の職業生活を視野に入れた接続全体の在り方を検討する必要があったと考えられます。特別支援教育では、「個別の教育支援計画」「個別の移行支援計画」の策定が平成17年から始まり、生涯をとおしての支援の接続の体制が整いつつあります。

特別支援学校（養護学校）においては小・中・高等部の一貫した教育ができる環境にあり、職業生活への接続も「個別の移行計画」によって支援が保障されており、「キャリア教育」を行う環境は、小学校、中学校、高等学校よりもずっと恵まれていると言えます。

しかし、勤労観、職業観が十分に児童生徒に育成されているかどうかというと、残念ながら疑問を感じます。それは、第1部の中で述べたように、知的障害のある人たちを「働ける人」と意識してこなかったことと、卒業後を見とおした支援、小学部から高等部までの一貫した指導について、十分な議論が校内でされてこなかったからではないでしょうか。

特別支援学校におけるキャリア教育では、現在の恵まれた環境と培ってきた地域資源をさらに有効に活用できるように、現在の教育活動を「将来を見とおした支援」や「豊かな生活の実現」という視点で見直し、「学年間の学習や学部間の学習」をつなぐ、「学校生活と地域生活」をつなぐ、「学校生活と職業生活」をつなぐことが大切であると考えます。

そのためには、「つなぐ」ためのツールとしての「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の役割を再確認したり、各学部における学習内容やねらいの明確化や共通理解を図るということが必要であると考えます。

また、卒業後の豊かな生活を実現するためには、現在の生活が豊かでなければならないはずで、子ども達の現在の豊かな生活とは何か、現在の豊かな生活を卒業後の生活につなぐためには何が必要かということについて、子ども達の支援にたずさわる者全員で考えるきっかけの一つに「キャリア教育」があるのではないかと思います。

